

消費者安全調査委員会の発信力の強化に向けた考え方

令和2年 12 月 25 日
消費者安全調査委員会決定

1. 機能強化

(1)「事故等原因調査」の対象の明確化

消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）の所掌事務である「事故等原因調査」（いわゆる「自ら調査」）を行う対象について、これまでは、事故等の原因の究明が大きく欠落していると判断された案件を主に選定してきたところ、今後は、以下のものも選定対象に含まれることを確認する。

なお、上記に当たり、「事故等原因調査」の手續等をより一層効率化することを検討する。

- ① 独立行政法人国民生活センター等の他機関で調査が行われ、既に事故等の原因が一定程度明らかであるが、これら機関との連携の下、調査委員会において引き続き更なる調査を加えることが事故の再発防止のために有用と考えられるもの
- ② 事故等の原因が既に一定程度明らかであり、再発防止策も実施されているが、事故がなお再発する事案について、調査委員会において、その更なる原因にまで踏み込んだ調査をすることが事故の再発防止のために有用と考えられるもの
 - （参考）「毛染めによる皮膚障害」の「事故等原因調査」

(2)意見具申権限の活用

これまでは、主に「事故等原因調査等」の報告書を取りまとめた場合において、関係行政機関の長等への意見を具申してきたところ、今後は、報告書の取りまとめをしない場合でも、簡易な根拠資料等を付して、調査委員会の知見に基づく意見を具申することがあるものとする。

- （参考）「子どもによる医薬品誤飲事故」経過報告と併せた意見具申
- （参考）「プール事故」実態調査公表と併せた意見具申

(3)状況に応じたフォローアップの実施

これまでは、意見具申の結果のフォローアップを原則として年1回行っていたところ、今後は、事故の発生の状況等に鑑み、状況に応じた適切な時期に実施する。

(4)社会へのデータ等の提供

今後は、調査委員会で行った実験、研究等のデータ、映像等のうち、研究機関等の利用に供することが社会的に有用であると考えられるものについては、必要な編集を加えるなどした上で提供するよう努める。

2. 会議の公開等

- (1) 会議については、社会的影響の大きさ、個人情報等の保護の必要性に鑑み原則非公開とするが、その必要がないと考えられる場合には、会議を公開する。
- (2) 「事故等原因調査等」を行いその報告書を作成した場合には、これを国民に周知するために必要な文書等(映像化を含む)の作成に努める。
- (3) 委員会後の記者会見においては、議事の内容について、国民への周知の必要性を踏まえて一層幅広く情報提供をする。